

## 第2章 国内流行の推移

### 第1節 国の動向

#### 第1項 感染状況

国内では、令和2年1月16日に最初の感染者が確認されて以来、4月11日(663人)をピークとした第1波、次に8月7日(1,605人)をピークとした第2波、そして、翌年1月8日(7,945人)をピークとした第3波、5月8日(7,244人)をピークとした第4波、8月26日(26,050人)をピークとした第5波が到来した。

令和3年度の国内の感染状況は、令和3年5月8日(7,244人)をピークとした第4波、8月20日(25,978人)をピークとした第5波が到来し、その後、11～12月には感染者数が減少したが、令和4年1月から再度増加に転じ、第6波が到来した。

ウイルスも変異を繰り返し、第5波においては病原性が強いといわれるデルタ株、第6波においては感染力が強いオミクロン株が主な病因となった。

令和4年度の国内の感染者数は、26,872,240人であった。主な病因であるオミクロン株は、感染力が強く、医療体制は逼迫した。

オミクロン株による感染拡大を受けて、令和4年6月30日に「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」が一部改正され、重症化リスクの高い感染者を重点的にフォローアップする体制とした。

令和4年7月23日から医療機関の逼迫を防ぐため、「みなし陽性」が導入された。また、社会機能の維持に向けた対応として、濃厚接触者の待機期間が7日から5日に短縮された。さらに、2日目、3日目の抗原定性検査で陰性であれば、3日目から待機解除可能となった。

9月26日から、感染者の全数届出の見直しが行われ、届出の対象は65歳以上の者、重症化リスクがあり治療薬の投与等が必要と医師が判断する者、入院を要する者、妊婦の4類型に限定された。患者数等の全数把握は維持された。

令和4年12月23日に開かれた厚生科学審議会感染症部会で、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけの見直しに関する議論が開始され、令和5年4月27日に令和5年5月8日から、5類感染症に位置づけることを決定した。

(感染者数は厚生労働省オープンデータに基づく)

#### [5類移行に伴う主な対応の主な変更点]

法上の位置づけ	2類相当	5類感染症
時期	～令和5年5月7日	令和5年5月8日～
発生動向把握	・法律に基づく届出等から、感染者数や死亡者数の総数を毎日把握・公表	・定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を木曜日に公表
医療体制	・入院措置等、行政の強い関与 ・限られた医療機関による特別な	・幅広い医療機関による自立的な通常対応

	対応	・これまで対応してきた医療機関に加えて、新たな医療機関に参画を促す
患者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛（自宅待機）要請</li> <li>・入院・外来医療費の自己負担分を公費支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府として一律に外出自粛要請はせず、外出を控えるかどうかは、政府の情報を参考に個人で判断</li> <li>・医療費や検査費用の1～3割を自己負担。ただし、入院医療費や治療薬の費用の一部を軽減する（期限あり）</li> </ul>
感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み</li> <li>・基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる</li> <li>・基本的対処方針は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報を提供</li> </ul>

## 第2項 法整備

### 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

令和2年1月28日「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）が公布、2月1日施行され、新型コロナウイルス感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症となった。

これにより、感染症法第9条の対策基本方針の策定が行われ、同年2月25日に公表された。

さらに、令和3年1月7日には、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等」（令和3年政令第4号）が公布、施行され、期間が1年間延長された。

### 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

令和2年3月13日、新型コロナウイルス感染症を施行の日から令和3年3月31日まで「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）の適用対象とする改正が行われ、3月14日施行された。

特措法第15条により国の対策本部、同22条により都道府県対策本部が設置された。また、同34条により、緊急事態宣言がされた場合は、市町村対策本部が設置された。

さらに、令和3年2月3日には、「まん延防止等重点措置」を創設し、正当な理由なく都道府県知事の要請に応じない事業者への命令及び罰則を規定する改正が行われ、2月13日施行された。

## 第3項 緊急事態宣言等

### （1）緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、感染症の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときに、政府対策本部長が実施する。

なお、対象範囲は、原則、都道府県単位となっている。

【緊急事態宣言等の発出日及び実施期間・実施区域 まとめ】

発出日	措置の実施期間・実施区域等
R2. 4. 7	4月7日から5月6日までの29日間：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県
R2. 4. 16	全都道府県に変更
R2. 5. 4	5月31日まで延長（各都道府県の感染状況等を踏まえ、段階的に縮小）
R2. 5. 14	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県に変更
R2. 5. 14	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の5都道県に変更
R2. 5. 25	緊急事態解除宣言
R3. 1. 7	1月8日から2月7日までの31日間：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の4都県
R3. 1. 13	栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の7府県を加える11都府県に変更
R3. 2. 2	2月8日以降については、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の10都府県に変更するとともに、3月7日まで延長
R3. 2. 26	3月1日以降については、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の4都県に変更
R3. 3. 5	引き続き、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の4都県とし、3月21日まで延長
R3. 3. 18	3月21日、緊急事態終了
R3. 4. 23	4月25日から5月11日まで、東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県
R3. 5. 7	5月31日まで期間延長、5月12日から東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の6都府県に変更
R3. 5. 14	5月16日から北海道、岡山県、広島県を追加し、9都道府県
R3. 5. 21	6月20日まで期間延長、5月23日から沖縄県を追加し、10都道府県
R3. 6. 17	6月21日から沖縄県1県とし、7月11日まで期間延長
R3. 7. 8	8月22日まで期間延長、7月12日から東京都を追加し、2都県
R3. 7. 30	8月2日から埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の4府県を追加し、6都府県。 8月31日まで期間延長
R3. 8. 17	8月20日から茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県を追加し、13都府県とし、9月12日まで期間延長
R3. 8. 25	8月27日から北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県を追加し、21都道府県
R3. 9. 9	9月13日から北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、

	広島県、福岡県、沖縄県の19都道府県とし、9月30日まで期間延長
R3. 9. 28	9月30日、緊急事態終了

(2) まん延防止等重点措置

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第4項の規定に基づき、感染症が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府対策本部長が実施する。

なお、対象範囲は、原則、市区町村単位となっている。

【まん延防止措置の発出日及び実施期間・実施区域 まとめ】

発出日	措置の実施期間・実施区域等
R3. 4. 1	4月5日から5月5日まで、宮城県、大阪府、兵庫県
R3. 4. 9	4月5日から5月11日まで 4月5日から5月5日まで、宮城県、大阪府、兵庫県 4月12日から5月5日まで、京都府、沖縄県 4月12日から5月11日まで、東京都
R3. 4. 16	4月5日から5月11日まで 4月5日から5月5日まで、宮城県、大阪府、兵庫県 4月12日から5月5日まで、京都府、沖縄県 4月12日から5月11日まで、東京都 4月20日から5月11日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県
R3. 4. 23	4月5日から5月11日まで 4月5日から5月11日まで、宮城県 4月12日から5月11日まで、沖縄県 4月20日から5月11日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県 4月25日から5月11日まで、愛媛県
R3. 5. 7	4月5日から5月31日まで 4月5日から5月11日まで、宮城県 4月12日から5月31日まで、沖縄県 4月20日から5月11日まで、愛知県 4月20日から5月31日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 4月25日から5月31日まで、愛媛県 5月9日から5月31日まで、北海道、岐阜県、三重県

R3. 5. 14	4月12日から6月13日まで 4月12日から5月31日まで、沖縄県 4月20日から5月31日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 4月25日から5月31日まで、愛媛県 5月9日から5月31日まで、岐阜県、三重県 5月16日から6月13日まで、群馬県、石川県、熊本県
R3. 5. 21	4月20日から6月13日まで 4月20日から5月31日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 4月25日から5月31日まで、愛媛県 5月9日から5月31日まで、岐阜県、三重県 5月16日から6月13日まで、群馬県、石川県、熊本県
R3. 5. 28	4月20日から6月20日まで 4月20日から6月20日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 5月9日から6月20日まで、岐阜県、三重県 5月16日から6月13日まで、群馬県、石川県、熊本県
R3. 6. 10	4月20日から6月20日まで 4月20日から6月20日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 5月9日から6月20日まで、岐阜県、三重県
R3. 6. 17	4月20日から7月11日まで 4月20日から7月11日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 6月21日から7月11日まで、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
R3. 7. 8	4月20日から8月22日まで 4月20日から8月22日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県 6月21日から8月22日まで、大阪府
R3. 7. 30	8月2日から8月31日まで、北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県
R3. 8. 5	8月2日から8月31日まで 8月2日から8月31日まで、北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県 8月8日から8月31日まで、福島県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県
R3. 8. 17	8月2日から9月12日まで 8月2日から9月12日まで、北海道、石川県 8月8日から9月12日まで、福島県、愛知県、滋賀県、熊本県 8月20日から9月12日まで、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県、

R3. 8. 25	<p>8月2日から9月12日まで</p> <p>8月2日から9月12日まで、石川県</p> <p>8月8日から9月12日まで、福島県、熊本県</p> <p>8月20日から9月12日まで、富山県、山梨県、香川県、愛媛県、鹿児島県</p> <p>8月27日から9月12日まで、高知県、佐賀県、宮崎県</p>
R3. 9. 9	<p>8月2日から9月30日まで</p> <p>8月2日から9月30日まで、石川県</p> <p>8月8日から9月30日まで、福島県、熊本県</p> <p>8月20日から9月30日まで、香川県、鹿児島県</p> <p>8月27日から9月30日まで、宮崎県</p> <p>9月13日から9月30日まで、宮城県、岡山県</p>
R3. 9. 28	9月30日、まん延防止等重点措置終了
R4. 1. 7	1月9日から1月31日まで、広島県、山口県、沖縄県
R4. 1. 19	<p>1月9日から2月13日まで</p> <p>1月9日から2月13日まで、広島県、山口県、沖縄県</p> <p>1月21日から2月13日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県</p>
R4. 1. 25	<p>1月9日から2月20日まで</p> <p>1月9日から2月20日まで、広島県、山口県、沖縄県</p> <p>1月21日から2月13日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県</p> <p>1月27日から2月20日まで、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県</p>
R4. 2. 3	<p>1月9日から2月27日まで</p> <p>1月9日から2月20日まで、広島県、山口県、沖縄県</p> <p>1月21日から2月13日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県</p> <p>1月27日から2月20日まで、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県</p> <p>2月5日から2月27日まで、和歌山県</p>

R4. 2. 10	<p>1月9日から3月6日まで</p> <p>1月9日から2月20日まで、広島県、山口県、沖縄県</p> <p>1月21日から3月6日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県</p> <p>1月27日から2月20日まで、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県</p> <p>2月5日から2月27日まで、和歌山県</p> <p>2月12日から3月6日まで、高知県</p>
R4. 2. 18	<p>1月9日から3月6日まで</p> <p>1月9日から3月6日まで、広島県</p> <p>1月21日から3月6日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県</p> <p>1月27日から3月6日まで、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県</p> <p>2月5日から3月6日まで、和歌山県</p> <p>2月12日から3月6日まで、高知県</p>
R4. 3. 4	<p>1月21日から3月21日まで</p> <p>1月21日から3月21日まで、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、香川県、熊本県</p> <p>1月27日から3月21日まで、北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県</p> <p>2月5日から3月6日まで、和歌山県</p> <p>2月12日から3月6日まで、高知県</p>
R4. 3. 17	<p>3月21日、まん延防止等重点措置終了</p>

## 第2節 県の動向

### 第1項 感染状況

県内では、令和2年3月4日に最初の感染者が確認された。令和2年6月末までの感染者は14人であるが、県が事実上の第2波と位置づけている令和2年7月22日から9月14日の感染者は345名、11月15日から令和3年3月7日までの第3波では1,576人、令和3年3月27日から6月20日までの第4波では1,112人、6月21日から10月10日までの第5波では3,070人となっていた。令和4年1月2日からは、第6波が始まり、6月19日まで続いた。

第6波では50,344人、6月20日から10月4日までの第7波では14,036人の感染が確認された。第6波では、これまで比較的感染者の少なかった小児への感染が多く見られるオミクロン株が主な病因となり、

第7波でもオミクロン株「BA2」「BA4」「BA5」系統による感染がまん延した。8月4日から9月21日まで、国により県全域が「BA.5対策強化地域」に指定された。

さらに、11月下旬から感染が再拡大し、医療体制が逼迫したため、12月27日から2月7日まで県独自の医療緊急事態宣言が発令された。

令和5年5月8日に、感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行したことを受けて、県の対応が変更された。

県独自の取組として、各保健所が医療機関からの入院調整の相談に対応、高齢者施設等へ往診を行う医療機関への補助を当面継続するとしている。

5類移行後の医療体制の確保については、今後の感染再拡大に備え、外来対応医療機関の拡大に努めるとともに、入院受入体制の拡充として、第8波（令和4年10月5日から令和5年3月2日）における最大入院患者数750人を受け入れられる病床確保を目指すとしている。

## 第2項 感染警戒レベル

県は、県内の7つの医療圏域ごとに、感染状況を「感染未確認圏域」「感染確認圏域」「感染急増圏域」の3つに区分し、県民等への行動要請の目安とした。また、令和2年7月からは、市町村単位で設定する「感染警戒区域」を設け、4区分とした。

また、同じく令和2年7月から県独自の感染警戒レベルを設定した。県独自の緊急事態宣言は、これまでに令和3年1月7日から2月7日まで、5月9日から28日まで、8月11日から9月30日までの3回発令されている。

### 【警戒レベル】

(令和2年7月)

表示		警報発表目安	
	レベル0 (持続的な警戒)	感染者のすべての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	・すべての圏域が圏域区分(A)
	レベル1 (警報)	各圏域において、新規感染者が一定に収まっている	・圏域区分(B)が1~2圏域
	レベル2 (特別警報)	各圏域において、①新規感染者の増加、感染経路不明の例が続発(直近1週間)又は②感染集団(クラスター)の発生	・圏域区分(B)が3圏域以上 又は圏域区分(C)が1圏域以上
	レベル3 (緊急事態宣言)	県全域において、①新規感染者又は感染経路不明の例の急増(直近1週間)、②クラスターの続発、③入院病床稼働率の逼迫	

(令和3年1月 県独自の緊急事態宣言発令時)

表示		発令目安	対応例
	レベル4 (緊急事態宣言)	・国指標ステージ4相当 (各指標を総合的に判断)	・全域において、赤圏域の対応 ・その他の必要な対応
	レベル3 (感染拡大緊急警報)	・国指標ステージ3相当 (各指標を総合的に判断)	・緑及び黄にあっては黄圏域の対応、 赤圏域は赤圏域の対応（オレンジ区域 は個別に設定） ・全域における、その他の必要な対応
	レベル2 (特別警報)	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応 (オレンジ区域は個別に設定)
	レベル1 (警報)	・黄圏域が1つから3つまで	・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
	レベル0 (持続的な警戒)	・全ての圏域が緑	・県全域において緑圏域の対応

(感染状況と行動要請の例) (令和3年1月時点)

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例 (以下を目安として、総合的に判断)	県民への要請 (外出)	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認 圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から 起算して14日間を経過している	○制限なし	○実施 (国事務連絡を準用)	○ガイドライン遵守
	感染確認 圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に (過去の クラスター発生施設等に注意)	○状況に応じ、実施 (規模縮小を含む)	○ガイドライン遵守
黄 オレンジ	感染警戒 区域 (※1) ・新規感染者が急増 (直近1週間) ・感染経路不明の例が続発 (直近1週間) ・感染者集団 (クラスター) の続発 (※2)	○感染機会に繋がる場面 (会食 等) の一定の制限 (人数、特典 等)	○イベントにおける感染 機会に繋がる場面 (会食 等) の一定の制限 (自粛 規模縮小を含む)	○状況に応じ、感染機 会の制限
赤	感染急増 圏域 ・新規感染者が急増 (直近1週間) ・感染経路不明の例が続発 (直近1週間) ・感染者集団 (クラスター) の続発	○原則、外出自粛	○原則、中止又は延期	○感染機会の制限

※1：黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定  
 ※2：圏域単位で国基準ステージ3相当になった場合において、当該圏域内の感染が急増している市町村が目安

なお、令和3年11月に県は、県独自の警報発表のレベルを下表のとおり見直した。

(令和3年11月25日改 県独自の警戒レベル)

表示		発令目安	対応例
	緊急事態宣言 (国レベル3相当)	・国レベル3相当 (感染状況や関係指標を総合 的に判断)	・県全域において、赤圏域の対応 ・国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を 検討 ・その他の必要な対応
	感染拡大緊急警報 (国レベル2相当)	・国レベル2相当 (感染状況や関係指標を総合 的に判断)	・圏域ごとに緑、黄又は赤圏域の対応 (オレンジ 区域は個別に設定) ・県全域において、その他の必要な対応
	特別警報	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応 (オレンジ 区域は個別に設定)
	警報	・黄圏域が1つから3つまで	・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
	持続的な警戒	・全ての圏域が緑	・県全域において緑圏域の対応

(令和3年11月25日改 感染状況区分)

従来

新

圏域ごとの感染状況の区分		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	
緑	感染未確認圏域	・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している
黄	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている
	オレンジ 感染警戒区域（※1）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある（※2）
赤	感染急増圏域	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある（※3）

- ※1 黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定
- ※2 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数10人程度
- ※3 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度

圏域ごとの感染状況の区分		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	
緑	感染未確認圏域	・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している
黄	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている
	オレンジ 感染警戒区域（※1）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある（※3）
赤	感染急増圏域（※2）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある（※4）

- ※1 原則、黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する
- ※2 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する
- ※3 当面、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度を想定
- ※4 当面、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数40人程度を想定

令和4年4月22日に県は、県独自の警報発表のレベルを下表のとおり見直した。

(令和4年4月22日改 県独自の警戒レベル)

区分	発令の目安
<b>医療非常事態宣言 (国レベル3相当以上)</b>	・病床利用率、重症病床利用率のいずれかが50%を超える又はそのおそれがある場合（感染状況や関係指標を総合的に判断）
<b>医療緊急警報 (国レベル2相当)</b>	・病床利用率、重症病床利用率のいずれかが25%を超える又はそのおそれがある場合（感染状況や関係指標を総合的に判断）
<b>医療警報 (国レベル1相当)</b>	・病床利用率、重症病床利用率のいずれかが15%を超える場合

※ 医療非常事態宣言の発令の目安に達した場合、国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討する。

(令和4年4月22日改 県独自の感染状況区分)

区分	指定の目安
緑	感染未確認圏域 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が0人
黄	感染確認圏域 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人未満
オレンジ	感染警戒圏域 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人以上200人未満
赤	感染急増圏域 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が200人以上

- ※ 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する。
- ※ 各区分の引き下げは、一定期間上記の目安を下回る状況が見込まれる場合に行う。

### 第3項 検査体制及び医療提供体制

感染者は、当初、感染症指定医療機関に全員入院していたが、感染の拡大に伴い、感染症協力医療機関への全員入院、無症状者や軽度者は宿泊療養施設、さらには自宅等で療養と療養場所が広がった。

無症状や軽度の方の療養場所となる宿泊療養施設は、当初、宮崎市内に1か所設けられたが、令和3年1月には、都城市内にもアパホテル都城（栄町18-5）を利用し、50床が確保された。

令和3年7月から、「宮崎県PCR検査サポート」として、羽田空港や伊丹空港の検査センターや検査キットの郵送により、県外と往来する人を対象にした検査が導入された。

9月末からは、宮崎空港にも来店型のPCR検査センターが設置された。10月初めには、「PCR検査センター都城店」が開設された。

9月10日には、県央、県南地域の宿泊療養者や自宅療養者のうち、抗体カクテル療法等を要する者の治療を行うため、「宮崎県重症化予防センター」が開設された。

また、感染拡大時には感染が不安な全ての県民を対象にした無料検査が県内5か所のPCR検査センターで行われた。さらに、県は検査を薬局等にも委託し、検査が受けられる場所を拡充した。

入院の病床については、順次確保を進め、令和4年3月27日時点で重症者用病床15床を含む297床が確保された。宿泊療養施設についても、450室に拡充された。

また、感染拡大と無症状や軽症者の増加に伴う自宅療養者が多くなり、パルスオキシメーターの貸与や食料・生活用品の配布などの自宅療養支援体制が整備された。

令和4年8月8日に入院外来診療の逼迫回避に向けた取組として、自宅療養者初期治療センターが開設された。また、同日、陽性者登録センターが設置され、64歳以下で基礎疾患等のない人等を対象に発熱等の有症状者への抗原検査キットの配送を実施した。さらに、宮崎港に検査キットの配布場所を設け、直接配布も実施した。直接配布は、各市町村も協力し、本市でも行った。

検査キット配布、配送を受けた人は、自身検査を行い、陽性の場合はセンターの医師の診断で陽性を確定し、医療機関を受診することなく、健康観察に移行することで、重症者やハイリスク者の受診体制を整備した。

### 第4項 まん延防止等重点措置の適用地域

本市で会食関係のクラスターが発生。本市の新規感染数が9名となった。都城・北諸県郡圏域において、直近1週間の人口10万人辺りの新規感染者数が29.1人となる見込みであるとの情報があることにより、本市が初めてまん延防止等重点措置の適用を受けることとなった。

令和4年1月21日	【宮崎県】まん延防止等重点措置実施地域の対象地域に、都城市と三股町を指定。1/21～2/13 ・感染拡大緊急警報の延長。～2/13を目処
令和4年1月25日	【宮崎県】まん延防止等重点措置実施地域の対象地域に、宮崎市、延岡市を追加。1/21～2/13 ・小林市を感染急増圏域(赤圏域)に指定
令和4年2月10日	【宮崎県】まん延防止等重点措置区域の指定期間を延長(県内全域)

	2/13 まで⇒3/6 まで 併せて、県独自の「感染拡大緊急警報」の発令期間も 3/6 まで延長
令和 4 年 3 月 4 日	【宮崎県】まん延防止等重点措置区域の指定を 3/6 までで解除。 なお、県独自の「感染拡大緊急警報」の発令期間については、3/31 まで延長。 県内全域を感染急増圏域(赤圏域)に指定。

### 第3節 市の動向

#### 第1項 感染状況

新型コロナウイルス感染症の検査や患者、濃厚接触者の調査は、保健所設置市を除き、都道府県知事が行うこととされている(予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))。そのため、市内の感染の状況は県が公表する情報に基づくものである。

市内では、令和2年7月25日に最初の感染者が確認された。

県が事実上の第2波と位置づけている令和2年7月22日から9月14日までの感染者は42名、11月15日から令和3年3月7日までの第3波では256人、令和3年3月27日から6月20日までの第4波では140人、6月21日から10月10日までの第5波では208人となった。

令和3年1月1日に市内高齢者施設でクラスターが発生し、その後、スポーツクラブや医療機関、学校、飲食店等で合計12例のクラスターが発生した。

また、令和3年3月27日から6月20日まで(県が第4波と位置づけた期間)では128人、6月21日から10月10日まで(県が第5波と位置付けた期間)では204人の感染が確認された。第4波は、従来株より感染力が強いとされるアルファ株、第5波は、病原性が強い変異株であるデルタ株による感染が多く、令和4年1月からの第6波では、これまで比較的感染者の少なかった小児への感染が多く見られるオミクロン株が主な病因となった。令和4年1月1日から3月までの感染者数は、3,452人となった。

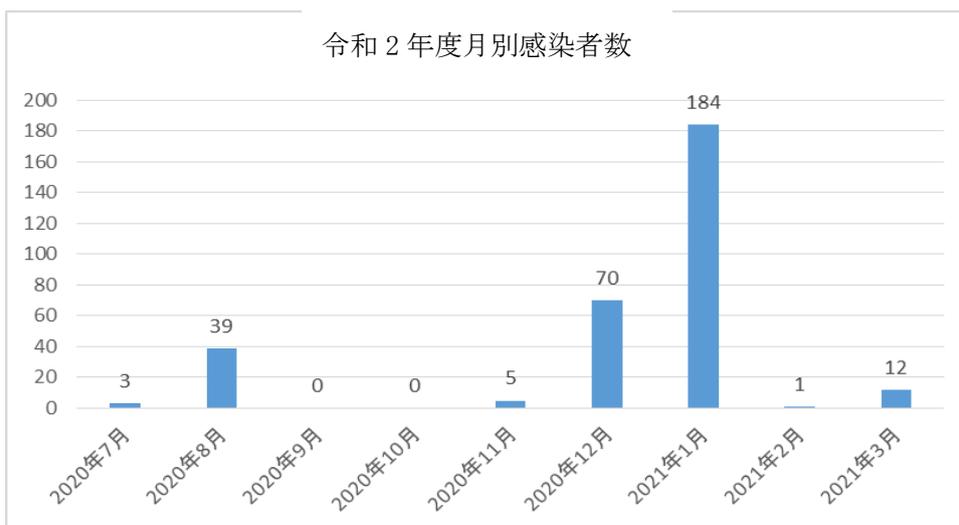
令和4年9月26日から、発生届けの対象が全感染者から①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者、④妊婦に限定された。医療機関は、年代別陽性者数のみを全数届けることとなり、感染者数の公表は居住市町村ごとから圏域ごととなった。

令和4年度の本市における感染確認数は、4月1日から9月25日までが26,856人であった。

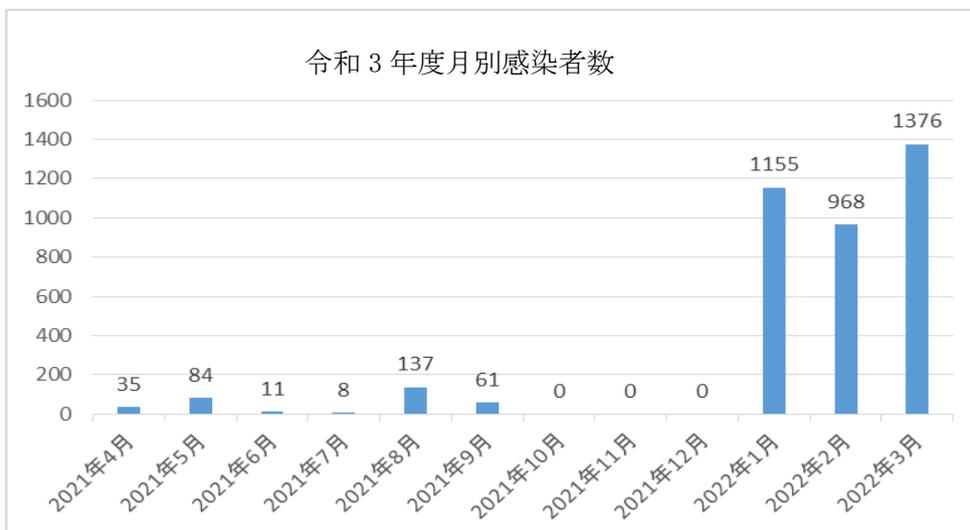
なお、9月26日から令和5年3月31日までの都城北諸県圏域(本市・三股町)における感染確認数は、23,632人であった。

令和5年4月1日から令和5年5月7日までの都城北諸県圏域における感染確認数は、271人であった。

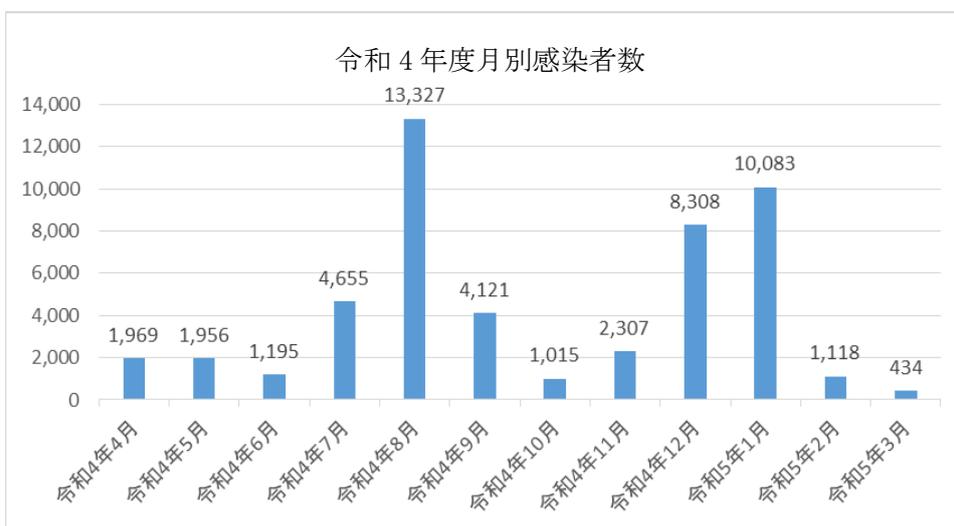
【令和2年度月別感染者数】



【令和3年度月別感染者数】



【令和4年度月別感染者数】



## 第2項 要請等

県が市内に設けた宿泊療養施設において、療養者の健康観察を行う保健師や食事・生活支援・物資等回収班として、市職員の動員が要請された。令和3年1月19日から令和3年10月4日まで断続的に計56人の職員(保健師5人)が派遣された。

また、感染拡大によって保健所業務がひっ迫しているため、県から市に保健師の派遣依頼があり、令和2年1月7日から1月27日まで土、日、祝日も含め、1日当たり1～2名の保健師を都城保健所へ派遣した。令和2年度の延べ派遣数は、32名で、積極的疫学調査、PCR検査受験者への結果の伝達、入院調整を含む自宅療養者との電話による健康観察に従事した。

令和4年1月19日から1日当たり1～2名の保健師を派遣し、派遣人数は令和3年度中に延べ87名となった。

なお、県の要請による保健師の都城保健所への派遣は、令和4年9月1日まで継続し、令和4年度中の派遣人数は延べ124名となった。

また、県の抗原検査キット配布の取組を受け、本市においても、日曜休日当番医のひっ迫を回避するため、令和4年8月14日、21日、28日及び令和5年1月8日に抗原検査キット配布を実施した。

### 【抗原検査キット配布数実績】

配布日	配布場所	配布数(個)
令和4年8月14日	市コミュニティセンター西駐車場	473
8月21日	浮堀地区多目的広場 (都城市郡医師会病院南側)	741
8月28日		1,546
令和5年1月8日		1,682

加えて、市内の感染状況や国及び県独自の緊急事態宣言等の際には、市民へ感染拡大防止策の徹底の要請や対策本部会議及び緊急本部会議で協議した市の対応方針の周知のために、市長メッセージを发出了した。

市長メッセージは、令和2年度が27回、平成3年度が25回、平成4年度が12回、令和5年度が1回、合計65回発出している。

### 【令和2年度市長メッセージ発出一覧】

年月日	市長メッセージの内容
令和2年4月7日	国の緊急事態宣言に際して
令和2年4月17日	緊急事態宣言(対象地域:全国)に際して
令和2年5月1日	大型連休前における感染拡大防止に向けて
令和2年5月5日	緊急事態宣言延長を受けて
令和2年5月15日	緊急事態宣言解除に際して
令和2年5月26日	緊急事態宣言の解除(全都道府県)に際して
令和2年7月6日	県内及び鹿児島県における新型コロナウイルス感染確認に際して
令和2年7月26日	都城市における新型コロナウイルス感染者の確認について

令和2年7月30日	都城市における新型コロナウイルス感染確認（市内2例目）について
令和2年7月31日	都城市における新型コロナウイルス感染確認（市内3例目）について
令和2年8月7日	お盆の時期を迎えるに当たって
令和2年8月21日	都城市立地企業における新型コロナウイルス集団発生確認について
令和2年8月31日	明日（9月1日）以降の本市の対応について
令和2年11月4日	都城市における新型コロナウイルス感染確認に際して
令和2年12月18日	都城市における新型コロナウイルス感染確認が続いていることについて
令和2年12月28日	新型コロナウイルス感染対策を徹底し静かな年末年始を
令和2年12月31日	本市の新型コロナウイルス感染区分「感染警戒区域（オレンジ地域）」指定及び本市職員の新型コロナウイルス感染確認について
令和3年1月2日	都城市における新型コロナウイルスクラスター発生確認と更なる感染拡大防止について
令和3年1月5日	本市の新型コロナウイルス感染区分「感染急増圏域（赤圏域）」指定について
令和3年1月6日	本市の新型コロナウイルス感染者の急増に伴う本市の対応について
令和3年1月8日	県独自の「緊急事態宣言」の発令を受けて
令和3年1月15日	本市の状況を踏まえて
令和3年1月20日	県独自の「緊急事態宣言」の継続を受けて
令和3年2月5日	県独自の「緊急事態宣言」の解除を受けて
令和3年2月24日	警報レベル3（感染拡大緊急警報）の継続を受けて
令和3年3月29日	本市での感染確認を受けて
令和3年3月30日	本市での新型コロナウイルスクラスター発生を受けて

【令和3年度市長メッセージ発出一覧】

年月日	市長メッセージの内容
令和3年4月12日	県内での新型コロナウイルス感染急増を受けて
令和3年4月24日	本市の新型コロナウイルス感染区分「感染警戒区域（オレンジ地域）」指定について
令和3年4月30日	都城・北諸県圏域のクラスター発生及び大型連休中における感染拡大防止について
令和3年5月10日	県独自の「緊急事態宣言」の発令を受けて
令和3年5月20日	飲食店等への営業時間短縮要請及び新型コロナウイルスの感染急

	増を受けて
令和3年5月28日	県独自の「緊急事態宣言」の解除を受けて
令和3年6月1日	感染警戒区域（オレンジ区域）への変更及び飲食店等に対する営業時間短縮要請の終了を受けて
令和3年6月18日	感染拡大緊急警報の解除を受けて
令和3年7月16日	感染拡大防止強化月間の設定を受けて
令和3年8月4日	「感染拡大緊急警報」の発令を受けて
令和3年8月8日	都城市内での感染者集団（クラスター）発生を受けて
令和3年8月13日	県下全域を対象とした飲食店等への営業時間短縮要請を受けて
令和3年8月20日	飲食店等における営業時間短縮要請の延長を受けて
令和3年8月27日	本県の「まん延防止等重点措置」の適用を受けて
令和3年9月10日	本県へのまん延防止等重点措置及び県独自の「緊急事態宣言」の延長を受けて
令和3年9月30日	本県へのまん延防止等重点措置及び県独自の「緊急事態宣言」の解除を受けて
令和3年12月28日	年末年始の新型コロナウイルス感染防止対策徹底のお願いについて
令和4年1月6日	本市での新規感染者の確認を受けて
令和4年1月8日	本市での感染者集団（クラスター）発生について
令和4年1月11日	都城市・三股町の「感染警戒区域（オレンジ区域）」指定を受けて
令和4年1月13日	都城・北諸県圏域の「感染急増圏域（赤圏域）」指定を受けて
令和4年1月16日	飲食店等への営業時間短縮要請について
令和4年1月19日	本市の「まん延防止等重点措置」重点措置区域の指定を受けて
令和4年2月10日	本市の「まん延防止等重点措置」の指定期間延長を受けて
令和4年3月4日	本県へのまん延防止等重点措置解除及び県独自の「感染症拡大緊急警報」延長を受けて

【令和4年度市長メッセージ発出一覧】

年月日	市長メッセージの内容
令和4年4月28日	大型連休前における感染拡大防止に向けて
令和4年5月18日	本市の過去最多の新規感染者数を受けて
令和4年6月3日	「医療緊急警報」から「医療警報」への移行を受けて
令和4年6月20日	「感染急増圏域（赤圏域）」から「感染警戒圏域（オレンジ圏域）」への引下げを受けて
令和4年7月7日	本市の過去最多の新規感染者数を受けて
令和4年7月12日	医療緊急警報の発令を受けて
令和4年7月27日	本市の過去最多の新規感染者数を受けて

令和4年8月11日	県独自の「医療非常事態宣言」の発令を受けて
令和4年8月31日	県独自の「医療非常事態宣言」の期間延長を受けて
令和4年9月21日	県独自の「医療非常事態宣言」の終了を受けて
令和4年10月4日	県独自の「医療警報」への移行を受けて
令和4年12月27日	県独自の「医療非常事態宣言」への移行を受けて

【令和5年度市長メッセージ発出一覧】

年月日	市長メッセージの内容
令和5年5月8日	新型コロナウイルスの5類への移行を受けて

## 第3章 ワクチン接種

### 第1節 総括

#### 第1項 概要

新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、住民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められていた。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）接種については、国の主導的役割、県の広域的視点による市町村支援の役割、市の住民に最も身近な役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んだ。

必要なワクチンを国が確保し、当該感染症のまん延防止のため、国や県、都城市北諸県郡医師会（以下「医師会」という。）と連携しながら、円滑なワクチン接種を実施していくことができるよう、国の示すガイドライン等を踏まえ、地方自治体が住民接種における実施計画を策定の上、事業を実施する。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、類感染症に位置づけられ、感染対策については、個人や事業者の判断に委ねられることとなったが、ワクチン接種については、自己負担なしの接種が令和6年3月末まで延長され、重症化リスクの高い方（65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方）には、令和5年度も接種を受けるよう努力義務が課せられている。

ワクチン接種により、感染防止や重症化予防効果を高めることが期待されるため、令和5年度も医師会と連携しながら、個別接種体制（個別接種実施医療機関85施設）でのワクチン接種に取り組んでいく。